

## 大阪市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）に関し、必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 大阪市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金」という。）は、前条の目的を達するために、大阪市によって贈与される給付金をいう。

### （支給対象者）

第3条 調整給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和6年1月1日時点で大阪市に住所を有する者（大阪市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。ただし、第1号においては、令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税）に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除き、第2号においては、令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

- (1) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）上の居住者に限る。）
    - ア 3万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額
    - イ その者の令和6年分所得税額として推計した額
  - (2) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者
    - ア 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額
    - イ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額
- 2 前項の規定における令和6年分所得税額として推計した額は、令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。
- 3 第1項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額及び同項第2号イの規定における令和6年度分個人住民税所得割額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年3月30日法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年3月30日法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

- 4 第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳等からの抽出を開始し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和6年6月3日とする。
- 5 第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額は、税情報確定日（これらの額の算出の基礎となる情報を課税台帳等から抽出する最終日をいう。以下同じ。）として市長が別に定める日において課税台帳等に記載されている情報から算出した額とする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、税情報確定日以降に物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第2条第1号ハ又はニに掲げる世帯に該当することとなった世帯（当該世帯に係る同規則第1条第1号に規定する給付金の受給権者が当該給付金を受給することが決定された世帯に限る。）に属する者（第1項第1号に該当する納税義務者を除く。）は、支給要件を満たさないものとする。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、次の各号に掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

- (1) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）
    - ア 前条第1項第1号アに掲げる額
    - イ 前条第1項第1号イに掲げる額
  - (2) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）
    - ア 前条第1項第2号アに掲げる額
    - イ 前条第1項第2号イに掲げる額
- 2 前項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日は、事務処理基準日とする。
- 3 税情報確定日以降に生じた第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。

（受給権者）

第5条 調整給付金の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

（調整給付金の申請等の方法）

第6条 本市は、次の各号に掲げる要件を満たす者のうち市長が別に定める者に対し、第2号に規定する金融機関の口座に調整給付金を振り込む旨の調整給付金の支給の申込みを

行う。

- (1) 第3条に規定する支給対象者
  - (2) 本市が、次に掲げる当該支給対象者の金融機関の口座に係る情報を保有している者
    - ア 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条に基づき内閣総理大臣から提供を受けた公的給付支給等口座情報
    - イ 大阪市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱に基づく物価高騰非課税世帯支援給付金、物価高騰均等割世帯支援給付金又は物価高騰子ども加算支援給付金の振込に利用した金融機関の口座に係る情報
- 2 支給の申込みは、本市が第1号様式による「大阪市定額減税補足給付金（調整給付）の支給のお知らせ」（以下「申込書」という。）を郵送することにより行う。
  - 3 申込書の送付を受けた受給権者（以下「被申込者」という。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、口頭による申出（以下「口頭申出」という。）により本市に意思表示を行うものとする。
    - (1) 申込書に記載された金融機関の口座を別の金融機関の口座（被申込者の口座に限る。）に変更する場合
    - (2) 申込みを承諾せず、次条第1項に規定する確認書の提出を行う場合
    - (3) 調整給付金の受給を拒否する場合
    - (4) 第3条に規定する支給対象者に該当しない場合
  - 4 前項第1号に掲げる場合においては、被申込者は、口頭申出を行った後、第2号様式による振込口座変更届出書（以下「口座変更届」という。）を、市長に提出しなければならない。
  - 5 口座変更届の提出は、本市へ郵送する方法によらなければならない。

第7条 調整給付金の支給を受けようとする者（被申込者のうち第11条第1項に規定する決定を受けた者を除く。以下「申請者」という。）は、第3号様式による「大阪市定額減税補足給付金（調整給付）支給要件確認書」（以下「確認書」という。）を本市に提出することにより調整給付金の受給の申請を行わなければならない。

- 2 確認書の提出は、本市へ郵送する方法によらなければならない。
- 3 確認書を提出することにより調整給付金の受給の申請を行う者は、支給対象者のうち、本市が第6条第1項第2号に掲げる当該支給対象者の金融機関の口座に係る情報を保有していない者その他市長が別に定める者に対し送付する確認書に必要な事項を記入し、本市に対し返送しなければならない。

（代理による調整給付金の申請）

第8条 申請者に代わり、代理人として調整給付金の受給の申請又は調整給付金の受給を

行うことができる者は、次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
  - (2) 受給権者と同一の世帯に属する他の者及び別居の親族
  - (3) 平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
  - (4) 大阪市市税条例（昭和 29 年大阪市条例第 16 号）第 20 条第 1 項の規定により承認を受けた納税管理人が定められている場合は当該支給対象者の納税管理人
- 2 申請者に代わり代理人が調整給付金の受給の申請を行うときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 委任の旨を証する書面（以下「代理申請書」という。）（前項第 2 号又は第 3 号に掲げる者が代理人として調整給付金の受給の申請を行う場合に限る。）
  - (2) 申請者に係る本人確認書類
  - (3) 当該代理人に係る本人確認書類
  - (4) 市長が別に定める代理権を確認するための書類（前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者が代理人として調整給付金の受給の申請を行う場合に限る。）
- 3 代理申請書等（代理申請書及び前項各号に掲げる当該代理申請書に添えて提出すべき書類をいう。以下同じ。）の提出は、本市へ郵送する方法によらなければならない。
- 4 被申込者に代わり、代理人として口頭申出（次条に規定するオンライン申請によるものを除く。）を行うことができる者は、第 1 項第 1 号に掲げる者その他市長が別に定める者に限る。

#### （調整給付金の受給の申請方法の特例）

第 9 条 前 3 条の規定にかかわらず、口頭申出、口座変更届の提出及び調整給付金の受給の申請に係る手続きについては、市長が別に定める電気通信回線を通じて送信する方法（以下「オンライン申請」という。）により行うことができる。

#### （確認書提出等の期限）

第 10 条 口頭申出（オンライン申請を含む。以下同じ。）の受付を開始する日は、令和 6 年 7 月 30 日とする。

2 確認書（オンライン申請を含む。）の受付を開始する日は、令和 6 年 8 月 8 日とする。

3 口頭申出の申出期限は、次の各号に掲げる申込書に係る口頭申出の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 本市が令和 6 年 7 月 30 日、31 日又は 8 月 1 日に郵送した申込書に係る口頭申出 同月 12 日
- (2) 前号に規定する申込書以外の申込書に係る口頭申出 本市が当該申込書を郵送した日から 2 週間を経過する日

4 確認書（オンライン申請を含む。）の提出期限は、令和6年10月11日とする。

（調整給付金の支給の決定等）

第11条 市長は、被申込者が前条第3項に規定する日までに口頭申出（第6条第3項第1号に係る口頭申出を除く。）を行わないときは、当該被申込者が申込みを承諾したとみなし、当該被申込者に対し調整給付金を支給することを決定する。

- 2 第6条第3項第1号に係る口頭申出は、申込みに対する承諾とみなす。
- 3 市長は、口座変更届又は確認書（第8条の規定に基づき代理人が提出した代理申請書等を含む。）を受け付けた場合において、これらに記載された内容が適正であることを確認し、被申込者又は申請者に対し調整給付金を支給すべきものと認めたときは、これらの被申込者又は申請者に対し調整給付金を支給することを決定する。
- 4 第1項及び第2項の規定による決定は、令和6年11月25日までに行うものとする。

（調整給付金の支給の方法）

第12条 前条第1項の規定により調整給付金を支給することを決定した場合は、本市があらかじめ申込書に記載した金融機関の口座に振り込む方法により、調整給付金を支給する。

- 2 前条第3項の規定により調整給付金を支給することを決定した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる方法により、調整給付金を支給する。
  - (1) 確認書において現金による調整給付金の支給を希望している場合 本市が本市の窓口で現金を交付する方法又は書留扱いの郵便を利用して現金を送付する方法
  - (2) 前号に規定する場合以外の場合 口座変更届又は確認書に記載された金融機関の口座に振り込む方法

（調整給付金の確認書の提出等が行われなかった場合等の取扱い）

第13条 市長が第14条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給権者が第10条第4項に規定する提出期限までに確認書の提出を行わなかった場合は、受給権者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 次の各号に掲げる場合は、申請者又は被申込者が、調整給付金の支給を受ける意思を取り消したものとみなす。この場合において、第11条第1項及び第2項の規定により調整給付金を支給することを決定しているときは、その決定を取り消す。
  - (1) 前条第1項に規定する金融機関の口座に振り込みを行うことができなかった場合において、被申込者に対し市長が調整給付金の支給の方法の確認等に努めたにもかかわらず、市長が別に定める期限までに、当該被申込者が調整給付金の支給の方法に係る補正を行わない場合
  - (2) 被申込者が、第6条第5項の規定により口座変更届を提出する必要があるにもかか

わらず、第 11 条第 4 項に規定する日までに、当該口座変更届を提出しない場合

- (3) 被申込者が提出した口座変更届の不備があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、市長が別に定める期限までに、当該被申込者が当該不備に係る補正を行わない場合
- (4) 申請者が提出した確認書（第 8 条の規定に基づき代理人が提出した代理申請書等を含む。）の不備があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、市長が別に定める期限までに、当該申請者が当該不備に係る補正を行わない場合

（支給等に関する周知）

第 14 条 市長は、本件事業の実施にあたっては、支給対象者の要件、確認書の提出方法、確認書の受付を開始する日その他本件事業の概要に関する事項について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（不当利得の返還）

第 15 条 市長は、偽りその他不正の手段により又は支給要件を満たしていないにもかかわらず調整給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金に係る支給の決定を取り消し、当該調整給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第 16 条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第 17 条 この要綱の実施のために必要な事項は、支給対象者及び支給額に関することは財政局税務総長が、支給手続きに関することは市民局長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 21 日から施行する。

#### 附 則（令和 6 年 7 月 30 日決裁）

この改正要綱は、令和 6 年 7 月 30 日から施行する。

## 第1号様式 (A 3)

<p>支給のお知らせ 返却せよ保管してください 提出不要</p> <p>支給せよ番号 10 0000005 1</p> <p>1 2 3 - 4 5 6 7 大阪府大阪市北区新梅田本町1丁目2番3号OSAKACITY ーションIV2304号室</p> <p>大阪 太郎 様</p> <p>XXXX 123AKK0000001#</p> <p>A1000000051A</p>		<p>提出不要 返却せよ保管してください</p> <p>支給予定期限 令和6年8月末頃から順次 ※ご注意 振込口座に振り込みができないことがわかった時は、支給予定期間に振り込むことができません。 この場合、本市から連絡させていただきますが、指定する日までに必要書類をご提出いただかなければ、 本給付金は支給できません。</p> <p>支給方法(口座振込) 次の口座に振り込みを予定しています。</p> <table border="1"><tr><td>振込口座</td><td>金融機関名・支店名・預金種別・口座番号</td></tr><tr><td></td><td>給付銀行 キュウワ支店 普通口座 ***123</td></tr><tr><td>口座名義</td><td>オオサカ タロウ</td></tr></table> <p>※上記の口座は、マイナポータル等で登録されている公金受取口座情報等です。 ※公金受取口座制度は、預貯金口座の情報を国(デジタル庁)に任意で登録する制度です。</p> <p><b>注意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>令和6年分所得税額が判明した際に、給付金額に不足が生じる場合には、当該不足額相当額を令和7年以降(時期未定)に追加給付予定です。</li><li>令和6年中に大阪市外に転居される(された)方は、追加給付に際して必要となることがありますため、本書を大切に保管ください。</li><li>支給対象外となった場合は、給付金の返還を求める場合があります。</li><li>また、意図的に虚偽の確認をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。</li></ul> <p><b>連絡が必要な場合</b></p> <p>次のいずれかに該当する場合は、令和6年8月12日(月)までに、下記のコールセンターまでご連絡ください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>上記の振込予定期口座の変更を希望する場合(変更後の振込口座は、対象者本人名義の口座に限ります。また口座を変更する場合は、支給予定期に振り込みはできません。1か月程度お待ちいただけます。)</li><li>本給付金の受け取りを辞退される場合</li><li>支給対象者がお亡くなりになられた場合</li></ul> <p>●本書に関してコールセンターにお電話をしていただける方は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>対象者本人</li><li>法定代理人(親権者、成年後見人、未成年後見人、保佐人、補助人)…対象者本人との関係性が確認できる書類(登記事項証明書等)をFAXでお送りいただき確認させていただきます。</li><li>同居または別居の親族…お知らせを現認されている親族の方に限らせていただきますので、お手元に本お知らせをご用意ください。</li></ul> <p><b>オンラインで手続きする</b></p> <p>振込予定期の変更や、本給付金の受け取りを辞退される場合は、対象者本人が専用ホームページからオンラインで手続きすることができます。</p> <p>※振込予定期の変更を希望される場合は、支給予定期に振り込みはできません。1か月程度お待ちいただけます。</p> <p>※変更後の振込口座は、対象者本人名義の口座に限ります。</p> <p>※振込予定期の変更手続きで公金受取口座の登録を変更することはできません。</p> <p>アクセスは<a href="#">こちら</a></p> <p><b>お問い合わせ</b></p> <p><b>大阪市 定額減税補足給付金コールセンター</b> 9:00~20:00(土日祝 9:00~17:30) ※上記の時間・曜日は、変更する場合がありますので専用ホームページ等で確認してください。</p> <p>TEL: <a href="#">0120-933-051</a> または <a href="#">06-7223-9005</a> FAX: <a href="#">0120-322-390</a> 専用ホームページ: <a href="https://osaka-bukkakoutou.jp/teigakugenzei/">https://osaka-bukkakoutou.jp/teigakugenzei/</a></p>	振込口座	金融機関名・支店名・預金種別・口座番号		給付銀行 キュウワ支店 普通口座 ***123	口座名義	オオサカ タロウ
振込口座	金融機関名・支店名・預金種別・口座番号							
	給付銀行 キュウワ支店 普通口座 ***123							
口座名義	オオサカ タロウ							

第2号様式 (A4)

(表)

 B10000000518	お問合せ番号 10 0000005 1																																																																			
<b>振込口座変更届出書 定額減税補足給付金(調整給付)</b>																																																																				
大阪市長様 定額減税補足給付金(調整給付)の振込口座を、次の【同意事項】に同意のうえ 届出します。																																																																				
【同意事項】 次の事項について同意します。 ・振込不能等の事由により、振込が完了せず、また大阪市が指定する期限までに必要な書類が整わなかった場合は、定額 減税補足給付金(調整給付)が支給されないこと。																																																																				
記入日 令和 年 月 日																																																																				
<b>1 申請者</b> <table border="1"><tr><td>氏名 (フリガナ)</td><td>生年月日 (明治 大正 昭和 平成 令和)</td><td colspan="2">現住所(住民票記載の住所) 〒</td></tr><tr><td>(署名)</td><td>年 月 日</td><td>電話番号</td><td>( )</td></tr></table>		氏名 (フリガナ)	生年月日 (明治 大正 昭和 平成 令和)	現住所(住民票記載の住所) 〒		(署名)	年 月 日	電話番号	( )																																																											
氏名 (フリガナ)	生年月日 (明治 大正 昭和 平成 令和)	現住所(住民票記載の住所) 〒																																																																		
(署名)	年 月 日	電話番号	( )																																																																	
<b>2 変更後の振込口座(対象者本人名義の口座情報を記入してください。)</b> <table border="1"><tr><td>口座名義 (カナ)</td><td colspan="10">カナ名義を記入してください</td></tr><tr><td rowspan="2">銀行の場合</td><td colspan="3">金融機関名</td><td colspan="4">支店名</td><td colspan="3">預金種別</td></tr><tr><td colspan="3"><input type="checkbox"/>銀行 <input type="checkbox"/>信用金庫 <input type="checkbox"/>農協 <input type="checkbox"/>信用組合</td><td colspan="4"></td><td><input type="checkbox"/>本店 <input type="checkbox"/>支店 <input type="checkbox"/>支所 <input type="checkbox"/>出張所</td><td colspan="3"><input type="checkbox"/>普通 <input type="checkbox"/>当座</td></tr><tr><td>金融機関番号</td><td></td><td></td><td></td><td>支店等番号 (店番号)</td><td></td><td></td><td>口座番号</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">ゆうちょ 銀行の場合</td><td colspan="4">通帳の記号</td><td colspan="7">通帳の番号(右詰め)</td></tr><tr><td>1</td><td>0</td><td>—</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		口座名義 (カナ)	カナ名義を記入してください										銀行の場合	金融機関名			支店名				預金種別			<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信用組合							<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座			金融機関番号				支店等番号 (店番号)			口座番号				ゆうちょ 銀行の場合	通帳の記号				通帳の番号(右詰め)							1	0	—								
口座名義 (カナ)	カナ名義を記入してください																																																																			
銀行の場合	金融機関名			支店名				預金種別																																																												
	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信用組合							<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座																																																											
金融機関番号				支店等番号 (店番号)			口座番号																																																													
ゆうちょ 銀行の場合	通帳の記号				通帳の番号(右詰め)																																																															
	1	0	—																																																																	
<b>3 必要な書類(以下の書類を裏面に貼り付けてください。)</b> <input type="checkbox"/> 振込口座が確認できる書類のコピー ・通帳やキャッシュカード等、対象者名義の振込口座の金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・ 口座名義(カナ)が確認できる書類 ※提出いただきました振込口座変更届出書および書類のコピーは返却できませんので予めご了承ください。																																																																				
<b>裏面も必ずご確認ください。</b> → 振込口座が確認できる書類のコピーを貼り付ける欄があります。																																																																				
CY03 																																																																				

(裏)

### 貼り付け欄

(ここに「振込口座が確認できる書類」のコピーを貼り付けてください)

対象者本人の口座で、記入された口座と確認書類の口座が異なる場合は、確認書類の口座を振込先として優先します。

口座確認書類はこの枠からはみ出さないように貼付してください。  
はみ出す場合は無理に貼付せず、返信用封筒に同封してください。

#### 振込口座が確認できる書類のコピー

・金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義(カナ)がわかる通帳(通帳がない場合はキャッシュカード)

下記のいずれか1つのコピーを貼り付けてください。



通帳  
(ゆうちょ銀行以外の場合)



通帳  
(ゆうちょ銀行の場合)



キャッシュカード  
(通帳がない場合など)

金融機関名、支店名、預金種別、  
口座番号、口座名義(カナ)が  
確認できる面のコピーを  
貼り付けてください。

\*ゆうちょ銀行の通帳の場合は通帳見開きのページ  
全画面のコピーを貼り付けてください。

\*旧銀行や支店が統廃合されたキャッシュカードの  
場合は確認ができない場合があります。

\*インターネットバンキングの場合は、金融機関名、  
支店名、預金種別、口座番号、口座名義(カナ)が  
わかる画面のコピーを貼り付けてください。

悪い例



コピーが濃すぎて  
金融機関名や口座番号が見えない場合、  
振込ができないことがあります。

- 必要事項がはっきりとわかるようコピー  
してください。コピーが読み取れない  
場合は、振込ができないことがあります。

### 第3号様式 (A 3)

(表)

<p>1 2 3 - 4 5 6 7 大阪府大阪市北区新梅田本町1丁目 2番3号OSAKACITYマ ンションIV2304号室</p> <p>大阪 太郎 様</p> <p>XXX 123AAKK0000001#</p> <p>10000000051A</p> <p>この書類(本人保管用)はお問合せの際に必要な書類となります。</p> <p>大阪 太郎 様</p> <p><b>大阪市 定額減税補足給付金(調整給付)の支給要件の確認について</b></p> <p>この書類は、大阪市定額減税補足給付金(調整給付)※(以下、「本給付金」といいます。)の支給要件を満たすことを確認した方にお送りしています。次のとおり支給方法等をお知らせしますので、右側の「確認書」に必要事項を記入、必要書類を添付のうえ、同封の返信用封筒をご返送いただけ、専用ホームページからオンラインで申請してください。</p> <p>※定額減税補足給付金(調整給付)は、令和6年分の所得税および令和6年分の個人市・府民税において定額減税されない方への給付金です。 〔定額減税額〕所得税分:1人当たり3万円、個人市・府民税分:1人当たり1万円</p> <p><b>支給要件(支給対象者)</b></p> <p>令和6年1月1日(算課税日)時点において大阪市にお住いの方で定額減税可能額が減税前税額(減税前の令和6年分の推計所得税額または減税前の令和6年度分の個人市・府民税所得割額)を上回る方</p> <p><b>支給予定期(支給方法)</b></p> <p>書類返送後から1か月程度(口座振込)</p> <p><b>支給額</b></p> <p>次の算定による支給額(所得税分については、令和6年度個人市・府民税情報をもとに算定しているため、あくまで推計となります。また、確定申告書等の申告後、申告内容が個人市・府民税情報に反映されるまで、一定の時間をおいて、最新の申告内容が反映されていない場合があります。)</p> <table border="1"><tr><td>所得税分</td><td>定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))</td><td>令和6年分推計所得税額</td><td>定額減税未満額(①)</td><td>扶養親族数</td></tr><tr><td>0,000,000</td><td>円</td><td>- 00,000,000</td><td>円 = 0,000,000</td><td>円 00 人</td></tr><tr><td>個人市・府民税分</td><td>定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))</td><td>定額減税未満額(②)</td><td>定額減税未満額(③)</td><td></td></tr><tr><td>0,000,000</td><td>円</td><td>0,000,000</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td>定額減税 補足給付金</td><td>所得税分定額減税未満額(①)</td><td>個人市・府民税分 定額減税未満額(②)</td><td>定額減税補足給付金基礎額(③)</td><td>定額減税補足給付金 (3万円未満の上り切)</td></tr><tr><td>0,000,000</td><td>円 + 0,000,000</td><td>円 = 0,000,000</td><td>円 → 0,000,000</td><td>円</td></tr></table> <p>(注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。(国外居住者は除く)</p> <p><b>注意事項</b></p> <p>・令和6年分所得額が判明した際に、給付金額に不足が生じる場合には、当該不足額相当額を令和7年以降(時期未定)に追加給付予定です。 ・令和6年中に大阪市外に転居される(された)方は、本書(本人保管用)が追加給付に際して必要となるため大切に保管ください。</p> <p><b>手続方法の詳細は、同封の「支給要件確認書のご案内」をご確認ください。</b></p>	所得税分	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計所得税額	定額減税未満額(①)	扶養親族数	0,000,000	円	- 00,000,000	円 = 0,000,000	円 00 人	個人市・府民税分	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	定額減税未満額(②)	定額減税未満額(③)		0,000,000	円	0,000,000	円		定額減税 補足給付金	所得税分定額減税未満額(①)	個人市・府民税分 定額減税未満額(②)	定額減税補足給付金基礎額(③)	定額減税補足給付金 (3万円未満の上り切)	0,000,000	円 + 0,000,000	円 = 0,000,000	円 → 0,000,000	円	<p>お問合せ番号 10 00000051</p> <p>返送用 こちらを返送してください</p> <p>大阪市 定額減税補足給付金(調整給付)支給要件確認書</p> <p>大阪 太郎 様</p> <p><b>手続方法</b></p> <p>下記の確認欄に署名し、振込を希望する口座に口座情報を記入のうえ、裏面に「振込口座が確認できる書類」のコピーを貼り付けて、中央のキトリ線で切り離して同封の返信用封筒でご返送ください。専用ホームページからオンラインで申請してください。(オンライン申請は、令和6年10月11日(金)17時までに完了してください。)</p> <p><b>オンラインで手続する</b></p> <p>裏面よりスマートに手続できます オンライン申請専用フォームから申請してください。</p> <p><b>確認欄</b> 左記及び下記内容を確認のうえ、異議がない場合は署名してください。</p> <p>・返送期間までに本書の提出(オンライン申請を含む)がなかった場合は、必要な添付書類を提出いただけなかった場合は、本給付金を辞退したものとみなします。 ・記入不備や書類不足があった場合は、ご記入の電話番号に連絡させていただくことがありますので必ず中に連絡がとれる電話番号をご記入ください。また、連絡をとることができず、記入不備や書類不足を解消できなかった場合は、本給付金を辞退したものとみなします。 ・支給対象外となった場合は、給付金の返還を請求する場合があります。 ・また、意図的に虚偽の確認をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。</p> <p><b>上記の内容に異議ありません。</b>(左端にある矢印の先に記載されているお名前を署名してください)</p> <table border="1"><tr><td>フリガナ</td><td>確認日</td><td>令和 年 月 日</td></tr><tr><td>氏名 (署名)</td><td>連絡先 電話番号</td><td></td></tr></table> <p>対象者本人が、本書の返送前にお亡くなりになった場合は、給付金を受け取ることはできません。</p> <p><b>振込を希望する口座について</b></p> <p>①下記の「振込を希望する口座」に、対象者本人名義の口座情報を記入してください。 ②「振込を希望する口座」に記入した口座が確認できる書類のコピーを裏面の「貼り付け欄」に貼り付けてください。</p> <p><b>振込を希望する口座</b> (対象者本人名義の口座を記入してください)</p> <p>※英字のみしか記入できない場合は、カナ名を記入してください</p> <table border="1"><tr><td>口座名義 (カナ)</td><td>金融機関名</td><td>支店名</td><td>預金種別</td></tr><tr><td>銀行の場合</td><td><input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 運営 <input type="checkbox"/> 信用組合</td><td><input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所</td><td></td></tr><tr><td>金融機関番号</td><td>支店番号</td><td>口座番号</td><td></td></tr><tr><td>ゆうちょ 銀行の場合</td><td>通帳の記号</td><td>通帳の記号(右詰め)</td><td></td></tr><tr><td>1</td><td>0</td><td>—</td><td></td></tr></table> <p>裏面も必ずご確認ください。</p> <p>10-0000005-1 CY01</p>	フリガナ	確認日	令和 年 月 日	氏名 (署名)	連絡先 電話番号		口座名義 (カナ)	金融機関名	支店名	預金種別	銀行の場合	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 運営 <input type="checkbox"/> 信用組合	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所		金融機関番号	支店番号	口座番号		ゆうちょ 銀行の場合	通帳の記号	通帳の記号(右詰め)		1	0	—	
	所得税分	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計所得税額	定額減税未満額(①)	扶養親族数																																																				
	0,000,000	円	- 00,000,000	円 = 0,000,000	円 00 人																																																				
	個人市・府民税分	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	定額減税未満額(②)	定額減税未満額(③)																																																					
	0,000,000	円	0,000,000	円																																																					
	定額減税 補足給付金	所得税分定額減税未満額(①)	個人市・府民税分 定額減税未満額(②)	定額減税補足給付金基礎額(③)	定額減税補足給付金 (3万円未満の上り切)																																																				
	0,000,000	円 + 0,000,000	円 = 0,000,000	円 → 0,000,000	円																																																				
	フリガナ	確認日	令和 年 月 日																																																						
	氏名 (署名)	連絡先 電話番号																																																							
	口座名義 (カナ)	金融機関名	支店名	預金種別																																																					
銀行の場合	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 運営 <input type="checkbox"/> 信用組合	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所																																																							
金融機関番号	支店番号	口座番号																																																							
ゆうちょ 銀行の場合	通帳の記号	通帳の記号(右詰め)																																																							
1	0	—																																																							

(裏)

### 貼り付け欄

(ここに「振込口座が確認できる書類」のコピーを貼り付けてください)

対象者本人の口座で、記入された口座と確認書類の口座が異なる場合は、確認書類の口座を振込先として優先します。

口座確認書類はこの枠からはみ出さないように貼付してください。  
はみ出す場合は無理に貼付せず、返信用封筒に同封してください。

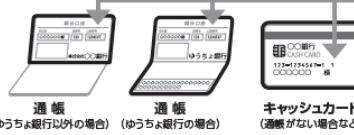
### 支給に関するご注意

- 返送用「確認書」表面の振込を希望する口座の記入内容と、添付された振込口座が確認できる書類のコピーの内容が異なっている場合は、書類のコピーの内容を優先して振り込みをおこないます。
- ご返送いただきました確認書、書類のコピーは返却できませんので予めご了承ください。

### 振込口座が確認できる書類のコピー

- 金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義(カナ)がわかる通帳(通帳がない場合はキャッシュカード)

下記のいずれか1つのコピーを貼り付けてください。



金融機関名、支店名、預金種別、  
口座番号、口座名義(カナ)が  
確認できる面のコピーを  
貼り付けてください。

\*ゆうちょ銀行の通帳の場合は通帳見開きのページ  
全面のコピーを貼り付けてください。  
\*ゆうちょ銀行の支店名が見当たらない場合は、キャッシュカードの  
場合は確認できません。場合があります。  
\*インターネットバンキングの場合は、金融機関名、  
支店名、預金種別、口座番号、口座名義(カナ)が  
わかる画面のコピー貼り付けてください。

※コピーが薄すぎて  
金融機関名や口座番号が見えない場合、  
読みができないことがあります。

### 代理人の手続き

- 対象者に代わり、申請、または、受給を行う場合は、別途「代理手続申立書」等の提出が必要となりますので、コールセンターまでお問合せください。
- 同居または別居の親族…代理手続申立書、対象者の本人確認書類、代理人の本人確認書類、対象者との関係性がわかる書類(住民票・戸籍など)。
  - 身の回りの世話をしている者(介護施設職員など)…代理手続申立書、対象者の本人確認書類、代理人の本人確認書類(職員証など)、対象者との関係性がわかる書類(入所証明など)。

法定代理人(親権者)、未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人)は、代理手続申立書は不要ですが、返信用封筒に対象者の本人確認書類、対象者との関係性がわかる書類(親権者及び未成年後見人:戸籍謄本/戸籍抄本(法人の場合は、社員証も必要)、成年後見人:登記事項証明書(法人の場合は、社員証も必要)、保佐人/補助人:登記事項証明書、公的給付の受領に関する代理権が付与されていることが確認できる代理権目録)のコピーを同封のうえ返送してください。

納税管理人は代理手続申立書は不要ですが、返信用封筒に対象者の本人確認書類、納税管理人の本人確認書類のコピーを同封のうえ返送してください。

### お問合せ

#### 大阪市 定額減税補足給付金コールセンター

9:00~20:00(土日祝 9:00~17:30)

※上記の時間・曜日は、変更する場合がありますので専用ホームページ等で確認してください。

TEL: **0120-933-051** または **06-7223-9005**

FAX: **0120-322-390**

専用ホームページ: <https://osaka-bukkakoutou.jp/teigakugenzei/>

